

平成 28 年 3 月 29 日

各 位

社会医療法人 居仁会

女性の活躍に関する情報公表〔管理職の割合、男女の平均勤続年数(下線部)〕・行動計画

平成 27 年 8 月 28 日成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について、その情報公表、一般事業主行動計画は次のとおりです。

当法人の場合、一般では管理的立場にある女性の割合 11.3%に比して 52%です。又、平均勤続年数は女性 12.0 年、男性 14.2 年であり、一般及び他の医療・福祉の機関の平均勤続年数より長いという特徴があります (平成 24 年の厚労省データによる)。今回は、さらに女性が働きやすい職場を目指して下記の行動計画を策定いたしましたので、ご周知ください。

(尚、法律の性格上、「次世代育成支援対策推進法」による行動計画(第 3 回目)と内容が重なる部分があります。)

女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画

社会医療法人 居仁会

女性が仕事と子育てを両立させることができ、働きがいと喜びを感じ活躍できる職場環境をつくる。そのために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間
2. 当法人の課題 女性の平均勤続年数が男性の平均勤続年数に比して 2 年短い。
3. 目標・取組内容・実施時期

※目標 1: 女性の平均勤続年数を 12 年から 14 年以上へ、2 年以上伸ばす。

当法人の平均勤続年数は女性 12.0 年、男性 14.2 年である為、女性の平均勤続年数を 12 年から 14 年以上へ、2 年以上伸ばす。

【参考】尚、一般の平均勤続年数は女性 8.9 年、男性 13.2 年であり、又、他の医療・福祉の平均勤続年数は女性 7.6 年、男性 8.0 年である。(平成 24 年の厚労省データによる。)

※目標 2: 育児休業の取得状況を次の水準以上に引き上げると共に育児休業後の子育ての両立支援をする。

女性職員・・・規定による申請者の取得率を 100%にする。

男性職員・・・年に 1 人以上取得する。

〈目標 1 及び 2 の実施機関・取組内容〉

- ・平成 28 年 4 月～育児休業などの制度を PRすると共に、規定による申請者の取得率は 100%とする。
- ・平成 28 年 4 月～育児休業後の仕事と子育ての両立支援として、院内保育園の概要・内容を PR する。

※目標 3: 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

〈目標 3 の実施期間・取組内容〉

- ・平成 28 年 4 月～退職時に育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対し、再雇用の希望があれば、その可能性がある事を伝える。(働ける状況になれば気軽に連絡してもらおうよう伝える。)